

1 2 ライフライン機関等

12-1 東京電力パワーグリッド(株)平塚支社 災害応急対策計画

1 被害情報の収集体制

被害情報の収集体制及び市災害対策本部に対する情報連絡は、次のとおりとする。

- (1) 被害情報の収集のための体制
停電情報は、停電情報システムにより自動的に電送集約される。
- (2) 被害情報収集の方法等
停電情報及びお客様からの情報により設備の巡視点検を実施し、被害状況の把握をする。
- (3) 市災害対策本部に対する情報連絡
市災害対策本部への情報連絡は、責任者を定め個別に対応する。

2 広報活動

災害の発生が予想される場合、または発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため広報活動を行う。

3 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞、ウェブ、SNSおよびインターネット等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 応急復旧対策

電力の応急復旧対策は、次により行う。

- (1) 初期における応急対策
 - ア 非常災害対策支部の設置
災害の規模、その他の状況により非常災害対策支部を支社内に設置する。
 - イ 初動に係る措置等
 - (ア) 要員の確保
夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。
非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する本（支）部に出動する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生し自動的に非常態勢に入る場合は、社員は、呼集を待つことなく、あらかじめ定められた基準に基づき所属事業所に出動する。
ただし、事業所または通勤経路が津波による避難対象地域となる場合、津波の恐れがなくなった後に出社するものとする。
交通途絶等により所属する本（支）部に出動できない社員は、最寄りの事業所に出動し、所属する本（支）部に連絡のうえ、当該事業所において災害対策活動

に従事する。

(イ) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

(2) 応急復旧対策

ア 応急復旧の基本方針及び復旧順位

原則として病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線を優先する等、災害状況、各設備の被害状況、設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

イ 応援体制及び電力の融通体制

県内外の事業所及び関係請負会社からの応援体制は確立されている。

なお、被害状況により、他電力会社からの応援もを要請する。

災害が発生し、電力需給に著しい不均衡が生じ、それを緩和することが必要であると認めた場合、東京電力パワーグリッド本社は、各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」および隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力受給契約」および広域機関の指示に基づき電力の緊急融通を行う。

12-2 東京ガスネットワーク(株)

災害応急対策計画

(1) 体制の確立

災害が発生した場合に対処するための非常体制は次による。

体制区分	適用条件
第0次非常時体制	1. 震度5弱の地震が発生した場合、その他必要な場合
第一次非常体制	1. 震度5強の地震が発生した場合、その他必要に場合 2. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 3. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 4. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合
第二次非常体制	1. 震度6弱以上の地震が発生した場合 2. 震度5弱・5強の地震が発生し、中圧又は低圧ブロックを供給停止した場合 3. 地震警戒宣言（東海地震予知情報、南海トラフ地震臨時情報）が発表された場合 4. 地震以外の自然災害により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障が発生、または予想される場合 5. 自然災害以外の理由により、社会的な影響が大きいと考えられる重大な供給支障事故が予想される場合 6. 当社の事業運営に大きな影響を及ぼす非常事態が発生した場合、又は発生が予測される場合

(2) 通報・連絡の経路

社内及び外部機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

(3) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、社内電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

(4) 災害時における情報の収集・伝達

ア 情報の収集・報告

災害が発生した場合は、次に掲げる各情報を巡回点検、出社途上の調査等により迅速・的確に把握する。

イ 気象情報

気象庁の発表する、地震、大雨、洪水等に関する情報

(5) 被害情報

ア 一般情報（一般の家屋被害および人身被害発生情報ならびに電気・水道・交通（鉄道、道路等）・通信・放送施設等の施設をはじめとする当該受持区域内全般の被害情報）

イ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部・官公庁・報道機関・お客さま等への対応状況）

ウ ガス施設等の被害に関する情報

エ その他災害に関する情報

(6) 災害時における広報

ア 広報活動

災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、その他必要な場合において、その状況に応じた広報活動を行う。

イ 広報の方法

広報については、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞等の報道機関を通じて行うほか、必要に応じ直接当該地域へ周知する。また地方自治体等の関係機関とも必要に応じて連携を図る。

(7) 災害時における復旧用資機材の確保

ア 調達

各班長、各支部長は、予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のような方法により速やかに確保する。

(ア) 取引先・メーカー等からの調達

(イ) 被災していない他地域からの流用

(ウ) 他ガス事業者等からの融通

イ 復旧用資機材置場等の確保

災害復旧は、復旧用資機材置場及び前進基地が必要となるため、あらかじめ調査した用地等の利用を検討する。また、この確保が困難な場合は、地方自治体等の災害対策本部に

依頼して、迅速な確保を図る。

(8) 非常事態発生時の安全確保

ア 危険予防措置

ガスの漏えいにより被害の拡大のおそれがある場合には、避難区域の設定、火気の使用禁止、ガス供給停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(9) 災害時における応急工事

応急の復旧にあたっては、復旧に従事する者の安全の確保に配慮した上で、非常事態発生後可能な限り迅速・適切に施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の発生防止、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に行う。

(10) 復旧対策

ア 復旧計画の策定

非常事態により被災した地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、被災した地域施設又は設備の復旧については、可能な限り迅速に行う。

(ア) 災害が発生した場合は、被害状況の調査を速やかに行い、正確な情報を収集し、次に掲げる事項を明らかにした復旧計画を策定する。

- ①復旧手順及び方法
- ②復旧要員の確保及び配置
- ③復旧用資機材の調達
- ④復旧作業の期間
- ⑤供給停止需要家等への支援
- ⑥宿泊施設の手配、食糧等の調達
- ⑦その他必要な対策

イ 復旧作業の実施

供給設備の復旧作業は、二次災害の発生防止に万全を期しつつ、次の手順により行う。

(ア) 高・中圧導管の復旧作業

- ①区間遮断
- ②漏えい調査
- ③漏えい箇所の修理
- ④ガス開通

(イ) 低圧導管の復旧作業

- ①閉栓作業
- ②復旧ブロック内巡回調査
- ③被災地域の復旧ブロック化
- ④復旧ブロック内の漏えい検査
- ⑤本支管・供給管・灯外内管の漏えい箇所の修理
- ⑥本支管混入空気除去
- ⑦灯内内管の漏えい検査及び修理
- ⑧点火・燃焼試験（給排気設備の点検）
- ⑨開栓

12-3 東日本電信電話(株)神奈川事業部災害応急対策計画

1 情報連絡室の設置

災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に実施するため、情報連絡室（連絡室）を設置します。

2 災害対策本部の設置

大規模災害等が発生した場合、行政機関に災害対策本部等が設置された場合は、東日本電信電話(株)神奈川事業部に災害対策本部を設置します。

3 応急措置

(1) 電気通信サービスの確保

警戒宣言発令下におけるNTTの業務は、防災関係機関等の重要通信の確保を優先するとともに、可能な範囲において一般通信を確保する事を基本として、地震防災応急対策業務を実施する。

また、緊急あるいは重要性の高いものを重点に、優先順位を決めて実施します。

(2) ダイヤル通話

警戒宣言が発令されると、その直後から通話が集中的に発生し、輻輳することが想定されるので次の考えで対処します。

- ・ 防災関係機関、報道機関等の災害時優先電話からの通話は最優先で疎通を確保します。
- ・ 街頭公衆電話及び避難所等に設置する特設公衆電話からの通話は疎通を確保します。
- ・ 一般加入電話からの通話については、災害時優先電話等の重要通信を確保するため、原則として通話規制を行います。
- ・ 輻輳対策、安否確認方法として災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の提供を開始します。

なお、運用開始については報道機関(テレビ、ラジオ等)を通じて周知されます。

4 応急復旧対策

(1) 応急復旧

災害救助機関等、重要な通信を扱う機関の業務継続及び災害等応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内を目標とする。

(2) 復旧順位

電気通信設備に災害が発生した場合、重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害に応じ次に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

(復旧順位表)

第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

東日本電信電話㈱の災害用伝言ダイヤルの運用

災害が発生し又は発生する恐れがあり通話が著しく輻輳した場合は、被災地等との安否確認が困難になることが考えられるため、東日本電信電話㈱の判断で、災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板「web171」の運用を開始します。

なお、運用開始については報道機関（テレビ、ラジオ等）を通じて周知されます。

公衆電話の無料化実施

「災害救助法」が適用される規模の災害等が発生し大規模な広域停電が発生している場合、被災地の被害状況や通信の著しい輻輳状況等を勘案し公衆電話の無料化を実施します。

12-4 県企業庁平塚水道営業所災害応急対策計画

1 被害情報の収集体制

被害情報の収集体制及び市災害対策本部に対する情報連絡は、次のとおりとする。

- (1) 被害情報収集のための体制
企業庁災害対策計画に基づき、平塚水道営業所対策本部庶務班が行う。
- (2) 情報収集の方法等
 - ア 災害用指定配水池（平塚配水池等）との連絡
 - イ 現地対策本部（寒川浄水場に設置）との連絡
 - ウ 管路パトロール
 - エ 市民からの通報

2 広報体制

応急対策等に係る広報体制は、次のとおりとする。

- (1) 広報担当の窓口
平塚水道営業所対策本部庶務班
- (2) 広報事項
 - ア 災害用指定配水池（平塚配水池等）の確保水量
 - イ 主要送配水管路の被害状況及び復旧見込み
 - ウ その他の水道施設の被害状況及び復旧見込み
 - エ 断水状況
- (3) 市民への広報手段
 - ア 平塚水道営業所ホームページ、LINEで広報する。
 - イ 市災害対策本部に情報提供し、市民への広報を依頼する。
 - ウ 報道機関へ情報提供する。

3 応急対策等

水道施設の応急復旧対策は、次により行う。

- (1) 初期における応急対策
 - ア 営業所災害対策本部の設置
企業庁災害対策計画に基づき、平塚水道営業所対策本部を設置する。
 - イ 初動に係る措置
配備計画に基づき、緊急参集した職員が対応する。
- (2) 応急復旧活動
応急復旧活動を行うには、まず的確な被害状況の調査を行い、二次災害を防止するために必要な緊急措置をとる。その後に被害状況に応じ適切な復旧計画を立て、復旧工事協力業者等の協力のもとに、応急復旧工事を行い可能な限り早期に正常な給水を行うものとする。
 - ア 被害状況調査
 - (ア) 管路パトロール調査等による水道施設の被害状況のとりまとめ
 - (イ) 被害調査優先順位
 - a 災害用指定配水池
 - b 主要送配水管路
 - c 配水池（災害用指定配水池以外）

- d 給水の骨格をなす配水管
- イ 二次災害の防止
 - 被災現場での二次災害発生防止のための応急措置
- ウ 応急復旧計画
 - 被災箇所の復旧計画の作成（優先して復旧する主要配水管路等）
- エ 応急復旧工事の依頼
 - (ア) 災害時における復旧工事等協力業者への主要配水管等の復旧工事の依頼並びに復旧用資材の調達
 - (イ) 災害時における復旧工事等協力業者への給水管復旧工事の依頼
- オ 応急復旧工事の設計監督報告等

12-5 平塚市下水道災害応急対策計画

1 市災害対策本部設置時の体制

土木部は市災害対策本部が設置された場合、土木復旧部として所管する下水道施設の応急復旧等の業務を行う。

2 被害情報の収集

被害情報の収集体制及び情報連絡は、次のとおりとする。

(1) 被害情報収集のための体制

地震災害発生時における情報収集にあたっては、災害対策本部関係各部及び関係機関と十分連携をとり、情報収集を行う。

(2) 情報収集の方法等

所管施設の特徴から、被害箇所の早期発見が困難である。このため、他のライフライン等の被害状況や道路等の陥没、隆起などから推測するほか、他の関係機関からの情報収集及び現地調査等により行う。

3 広報体制

応急対策等に係る広報体制は、次のとおりとする。

(1) 広報担当の窓口

土木復旧部土木情報班は、総合対策部広報班と密接な連携をもって広報活動を行う。

(2) 広報事項

地震災害時には、被災住民等に対して正確な状況（被害、復旧）を迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動がとれるように被災の各段階で広報を行う。

ア 被害発生地域、被害の状況

イ 二次災害等に対する状況

ウ 各施設の被害の規模、状況

エ 各施設の緊急措置及び応急対策の状況

オ 復旧に係る初期状況

カ 緊急措置及び応急対策の完了予定時期

キ 施設の機能の回復状況

(3) 市民に対する広報手段

総合対策部広報班と連携し、マスコミ機関への情報提供とともに、市の広報媒体を活用し、必要な情報を提供する。

4 応急対策

下水道施設の応急復旧対策は、次により行う。

(1) 緊急活動

下水道管理者は、地震災害が発生した場合、直ちに被害状況の調査、各施設の点検を実施し、下水道機能の支障及び二次災害の恐れのあるものについては、緊急活動を行う。

ア 要員及び応急復旧用資材の確保

災害発生時において、本市の能力では万全な応急対策が不可能と判断されるときは、各協定等に基づいて、関係機関等への応援要請を行い、必要な要員及び応急復旧用資材の確保を図る。

イ 緊急調査及び緊急措置

地震発生直後に、緊急調査及び緊急点検を実施し、下水道施設の被害の有無、周辺施設等への影響の有無を把握し、道路や周辺施設等において、必要に応じ緊急措置を講ずる。

(2) 応急復旧活動

緊急活動に引続き、下水道施設全体の被害状況を把握し、応急復旧計画の策定等を行い、下水道施設の機能確保のための効率的な応急復旧活動を実施する。

ア 応急復旧調査

下水道施設全体の応急復旧計画策定のため、本格的な施設の被害状況調査を実施する。

イ 応急復旧計画の策定

応急復旧工事の効率的な遂行を図るため、応急復旧計画を策定する。

ウ 応急復旧工事の実施

被害の状況に応じた応急復旧工事を早期に実施し、下水道施設の機能確保に努める。

(3) 経費負担

緊急活動、応急復旧活動等の復旧に要した資機材等の経費は本市の負担とする。

ただし、宅内の排水設備の修理費は個人負担とする。

12-6 東日本旅客鉄道(株)横浜支社平塚駅災害応急対策計画

1 対策本部の設置と運営

鉄道施設の被害情報の情報連絡体制は、次のとおりとする。

(1) 横浜支社の体制

ア 横浜支社管内及び首都圏で震度6弱以上の地震が発生したときは、支社長は対策本部を設置する。

(2) 平塚駅の体制

ア 被害の軽減措置及びお客さまの危険防止応急対策を推進するために、被害の規模、状況に応じて、必要な場合は対策本部を設置する。

イ 本部長は駅長とし、対策本部の業務を統括する。副本部長は、駅長が指定する助役とし本部長不在の場合はその職務を代行する。

ウ 初動にあたっては、自駅の安全確認を行い、お客さまの安全確保を最優先する。

エ 社員は震度6弱以上の地震が発生した場合は、勤務箇所又はあらかじめ定められた箇所に非常参集する。

2 広報体制

(1) 報道機関への広報

災害が発生した場合の報道機関への発表等は、本社・横浜支社の広報担当が一元化して行う。

(2) 平塚駅の広報

旅行の継続中止、お客さまの判断に係わる情報及び駅等の混乱防止に効果的な案内が出来るよう放送及び掲示等によって行う。

ア 列車運転状況、各線区、駅におけるお客さまの混乱の状況

イ 乗車券類の発売状況及び旅行の中止、

3 お客さまの避難誘導案内

(1) 初動対応

ア 社員は、駅内にある物品等を活用して、負傷者の救助・救出・手当てを最大限に行う。

(2) お客さまの避難誘導の実施

ア 災害に関する情報を迅速、かつ的確に把握するため、関係行政機関等と情報連絡を行う。

イ 震災等発災時、お客さまを平塚市（自治体）の指定避難場所等に案内する。

12-7 神奈川中央交通(株)災害応急対策計画

1 情報の収集体制

被害情報の収集体制及び関係機関等に対する情報連絡は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策本部の設置
大規模地震対策特別措置法の規定に基づき、大地震防災対策組織が設置されたとき、直ちに災害対策本部を本社に設置する。
- (2) 災害対策本部の任務
取締役社長は、災害応急対策に関する統括を行う総合災害対策本部の本部長として情報の収集を行うとともに、関係機関及び対策本部との連絡を密にし、必要な指示、調整を行い応急対策の円滑な推進を図り、応急対策の実施に努める。
- (3) 情報の収集
 - ア 災害対策本部は、関係機関（道路管理者、警察署、消防署、緊急連絡先等）と連絡を密にし、道路の損壊状況の情報を収集する。
 - イ 災害時優先電話または衛星電話等を使用し、運行状況の情報収集をする。

2 旅客への広報

旅客及びバスターミナル等の滞留旅客に対し、速やかに周知徹底するものとする。この場合、その内容及び車両の運行措置等について、次の文を参考にしてその時の状況に応じた放送、掲示等を行い、混乱防止に努める。

- (1) 強化地域内の放送、掲示用
「大規模地震に対する”警戒宣言”が発令されました。バスの運行は中止しますので、御了承ください。」
- (2) 強化地域外のバス車両及び停留所用
「大規模地震に対する”警戒宣言”が発令されました。バスの運行は状況により減速走行、間引き運行、又は運行中止することがありますので、御了承ください。」

3 応急対策

大規模地震発生時は、総合災害対策本部を本社に設置し、次のとおり応急対策を行う。

- (1) 総合災害対策本部は災害が発生した場合、災害時優先電話またはIP無線機等を使用し、路線の運行状況及び被害状況の情報収集に努め、掌握・運行可能・不可能の判断を営業所に指示する。
- (2) 総合災害対策本部は、災害が発生した場合、関係機関（道路管理者、警察署、消防署、緊急連絡先等）と連絡を密にし道路状況及び橋梁、踏切、隧道等の損壊状況の情報を収集し、営業所に伝達する。
- (3) 総合災害対策本部は、災害が発生した場合、路線の異常の有無を確認、異常が発生している箇所の路線については、迂回運行及び折り返し運行等、路線設定を講ずるよう営業所に指示する。
- (4) 総合災害対策本部は、燃料貯蔵所の損害、又は道路の損害等により、燃料輸送が不可能の場合には、営業所の燃料貯蔵残高の報告を受け、各路線の運行可能、不可能の判断をし、運行回数の調整を行い、最低限の輸送確保に努めるよう営業所に連絡するとともに、路線調査の指示をする。

- (5) 総合災害対策本部は、橋梁、踏切、道路等の損壊は長期に至るので、速やかに迂回運行及び折り返し運転等路線設定を講ずるよう営業所に指示する。
- (6) 旅客及びバスターミナル等の滞留旅客に対し、状況に応じて運行措置等の周知のための広報を行い、混乱防止に努める。

12-8 日本通運(株)神奈川西支店 災害応急対策計画

1 被害状況の収集体制

被害情報の収集体制は、次のとおりとする。

(1) 被害状況収集のための体制

神奈川西支店管内各店所より、周辺地域の被害状況を迅速に収集し、災害時における正確かつ適切な情報を収集する。

(2) 情報収集の方法

支店管内各店所及び公共放送、新聞等のマスメディアから得られる情報を精査し、必要と思われる情報のみを収集する。

2 広報体制

応急対策に係る広報体制は、次のとおりとする。

(1) 広報担当の窓口

神奈川西支店災害対策委員会事務局（＝管理）とする。

(2) 広報事項

被災状況、応急復旧対策等災害に関する情報を正確かつ迅速に伝達する。

(3) 市民に対する広報手段

市災害対策本部の広報媒体並びにFM湘南ナパサ等のマスメディアを通じて行う。

3 応急対策

(1) 初期における応急対策

災害対策基本法に基づき、同法第50条により第81条の公用令書の交付を受けた時は、日本通運(株)神奈川西支店災害対策委員会規程により、次の要領で発動する。

ア 法第81条の受令者は、支店委員会幹事の管理担当課長とする。

イ 支店長は、緊急に支店委員会の開催を要請し、速やかに輸送車両の確保、発動について協議するものとする。

ただし、休日、夜間等、同委員会の開催が不可能な場合は、管理担当課長が発動する。

ウ 管理担当課長は、常に車両の整備及び運転手を確保しておく。

エ 各営業所から応援を要請する必要がある場合には、各営業所長に要請するものとする。

オ 各営業所は、神奈川西支店の要請に直ちに対処できる体制をとっておく。

(2) 応急対策活動等

別紙、日本通運(株)神奈川西支店災害対策委員会規程に基づき、活動対処する。

ア 車両保有台数及び出動可能台数

区分	保有台数	出動可能台数
大型	1台	0台
小型	6台	2台

イ 休日及び夜間出動人員

支店名	出動人員	
	休日	夜間
厚木物流センター事業所	2人	0人
合計	2人	0人

4 その他の事項

前述の活動の他、(一社)神奈川県トラック協会県央サービスセンターの応急活動においても、支部の一員としての活動を行う。

別紙

日本通運株神奈川西支店災害対策委員会規程

制定 昭和39年4月

改正 平成元年10月

改正 平成9年 2月

改正 平成30年1月

(目的)

第1条 火災、風水害、その他の災害に際し適切な応急措置を施す目的をもって、神奈川西支店に災害対策委員会（以下委員会という）を置く。

(災害対策規程との関係)

第2条 委員会は災害対策規程に基づき、災害対策本部平塚市の長に対して行う。

(委員会の任務)

第3条 委員会は、各種災害に対し、当社のとるべき措置につき調査研究をおこないあらかじめその基準を作成する。

2 委員会は、災害発生後は災害対策完了まで、災対本部長と緊密な連絡を保ち、前号の基準の運用につき、指導調整に当り会社の営業財産及び社員の生命、財産の維持、保全及び社会の公共的使命の達成に努める。

(構成)

第4条 委員会は委員長1名、副委員長1名、委員4名をもって構成する。

(委員会の構成)

第5条 委員長は支店長をあてる。

2 副委員長は次長をあてる。

3 委員には、総務課長、業務課長をあてる。

(事務局)

第6条 会務を処理するため、委員会に事務局を置く。

2 事務局は管理部門に置く。

(委員の職務)

第7条 委員長は会務を総括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長にさしつかえがある場合は委員長の職務を代行する。

(委員会の開催)

第8条 委員会は必要に応じ臨時開催する。

(附 則)

第9条 この規程は防火対策委員会規程をも兼ねるものとする。

(実施期日)

第10条 この規程は平成30年1月1日から実施する。

12-9 (一社)神奈川県トラック協会災害応急対策計画

1 被害情報の収集体制

被害情報の収集体制及び市災害対策本部に対する情報連絡は、次のとおりとする。

- (1) 被害状況収集のための体制
災害時における的確な情報を把握するため、各会員事業所より近隣地域の被害状況を収集する。対策本部を設置し、市災害対策本部との連絡にあたる。
- (2) 情報収集の方法
会員事業所及び公共放送、マスコミの情報等必要な情報を的確に収集する。

2 広報体制

応急対策等に係る広報体制は、次のとおりとする。

- (1) 広報担当の窓口
本部の防災対策室とする。
- (2) 広報事項
被害状況及び市の要請事項等災害復旧に関する情報を的確、迅速に提供する。
- (3) 市民に対する広報手段
市災害対策本部の広報媒体を活用する。

3 応急対策

輸送の応急対策は、次により行う。

- (1) 災害対策本部の設置等
大規模災害時における市災害対策本部からの要請に備えた準備体制は、次のとおりとする。
ア 災害対策本部を設置する。
イ 神ト協が市と締結している「災害等における物資の輸送等に関する協定書」に基づき、必要な人員、車両等を確保する。
ウ 災害時の協会員への連絡は、電話及び携帯電話等を使用し、次により行う。 対策本部長→各ブロック長→各会員
エ 災害時の応急対策の準備状況については、対策本部より市災害対策本部に連絡する。
オ 輸送体制
災害時において、道路の通行状況を的確に把握することが最重要課題である。道路情報を迅速に収集し、市災害対策本部の要請により、輸送拠点となる地域に隣接する会員事業者が輸送に対処する。
カ 応援体制
災害復旧に際して、神ト協の能力では、万全な応急対策が困難と判断されるときは、他都道府県トラック協会と緊密な連携をとり、協力体制の確保に努める。